

# 仲田光成記念

# 第13回豊岡全国かな書展を

# 開催しました

「仲田光成記念 第13回豊岡全国かな書展」を11月22日(金)から24日(日)までの3日間、総合体育館で開催しました。

今回は、入賞作品(特選以上)122点と入選作品3868点、賛助作品などを展示しました。

また、23日(土)には、審査員によるかな書や日高高等学校書道部の皆さんによる揮毫(書の実演)があり、来場者の目を引きました。

## 《問合せ》竹野支所総務係 ☎47-1111-11

### 【入賞者(特選を除く)】(敬称略)

▼文部科学大臣賞

▼瀧澤栖幸(千葉県市川市)

▼仲田光成記念賞

▼中島京子(東京都大田区)

【市内関係分】

▼兵庫県教育委員会賞

▼中谷桃音(日高東中1年)

▼神戸新聞社賞

▼菅村真央(豊岡北中3年)

▼村上菜津美(出石高2年)

▼但馬文化協会会長賞

▼山本佳世(泉町)

▼豊岡市長賞

▼坪内琳(日高小5年)

▼中尾航(出石高3年)

▼豊岡市議会議長賞

▼石田向(中筋小4年)

▼豊岡市教育委員会賞

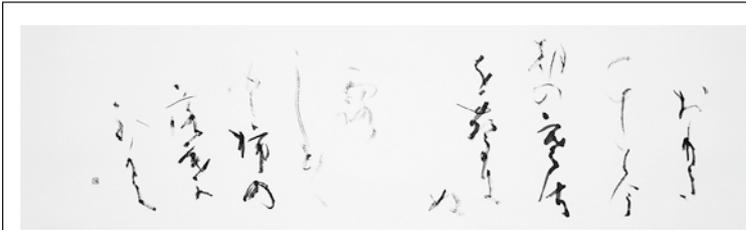
▼本山夏都(五荘小1年)

▼廣瀬碧泉(五荘小5年)

▼織田佑香(竹野中1年)



▲日高高校書道部 書の実演



文部科学大臣賞  
瀧澤栖幸 作

おりたちて今朝の寒さを驚きぬ 露しとしと柿の落葉ふかく



仲田光成記念賞  
中島京子 作

浅茅生たつねざりせばしのぶぐさ おもひおきけん露を見ましや

## 健康ポイントの

## 交換を始めよう!

長を応援できます。  
▼温泉利用券などに交換を希望する方  
必要となるポイントに達したときに実践手帳を添えて申請すると利用券に交換できます。健康づくりに取り組んで、温泉入浴券や運動施設の利用券を手に入れましょう。



市民の皆さんが運動を始めるきっかけとして始まった笑顔あふれる健康マイレージ「健康ポイント制度」は、貯めたポイントを、小・中学校などに寄付または温泉施設などの利用券に交換できます。

## ▼小・中学校などにポイント寄付を希望する方

12月27日(金)までに健康増進課、各支所窓口または参加申込書を提出した学校などに実践手帳を添えて申請すると、本年度中に寄付金が小学校などに送られます(1月以降は、翌年度となります)。



▲寄付金活用事例：ひまわりペインティング(府中小学校)

賢く健康ポイントを貯めましょう。

《問合せ》健康まちづくり推進室 ☎24-11127

# 固定資産税のお知らせ

異動申告は1月17日(金)までに!

固定資産税は、毎年1月1

日に、土地・家屋・償却資産を所有している方が、その所在する市町村

に納める税金

です。平成25

年中に、次のような異動があつた場合は、必ず申告してください。

## ■土地・家屋

・土地の利用状況の変更

〔例〕農地を埋め立てて駐車場や資材置き場にした

・家屋の取り壊し

・家屋の用途変更

〔例〕専用・併用住宅を工場・事務所に変更した

・登記をしていない家屋の所有者変更(売買・相続など)

・4月に送付した「課税明細書」の内容の変更

※登記済の物件は申告不要

## ■償却資産

・平成26年1月1日現在の資産の所有状況(機械・備品

などの購入または廃棄、事業の廃業など)を申告して



ください。

なお、資産の異動がない場合も申告が必要です。

※償却資産課税台帳に所有者として資産登録のある方には、12月上旬に平成26年度申告書を送付する予定です。

(社)地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルシステム「eLTAX」を利用したインターネットによる電子申告を受け付けています。詳しい内容や手続きは、市ホームページまたはeLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ  
http://www.eltax.jp/

知って納得!

固定資産(償却資産)のQ&A!

Q 償却資産とは何ですか?

A 会社や個人が事業を営むために所有している機械・器具・備品などの事業用資産のことです。土地・家屋と同じく、固定資産税の課税対象です。

Q 申告しなければいけないのですか?

A 市内に償却資産を所有している方は、地方

税法に基づき、毎年1月1日現在の資産の所有状況を申告しなければなりません。



Q どんな資産が申告の対象ですか?

A 原則として、決算時に減価償却資産として計上するものは、全て償却資産の申告対象となります。

ただし、構築物のうち、「家屋」として固定資産税の対象となるもの、車両のうち自動車税・軽自動車税の対象となるものは申告対象から除きます。



Q 新規開業した場合の申告はどうするのですか?

A 平成25年中に、新しく事業を始めた方には、市から「申告書」を送付します。申告書が届かない場合は連絡してください。

《問合せ》 税務課資産税係

☎ 21-9046 または各支所市民福祉係

## 目指そう!特別徴収 100パーセント実施

県と県内の全市町が連携して、個人住民税の特別徴収を推進しています。

### 特別徴収

従業員に代わって、個人住民税を天引きし、事業主が従業員に代わって、毎月、市に納入するもの

個人住民税の特別徴収を実施していない事業主の皆さんへ

・この制度は、地方税法および市条例の規定で、所得税の源泉徴収を行う全ての事業主(給与支払者)に義務付けられています。

・特別徴収が不要なケースは法令で定められており、事業主の希望に応じて決めることはできません。

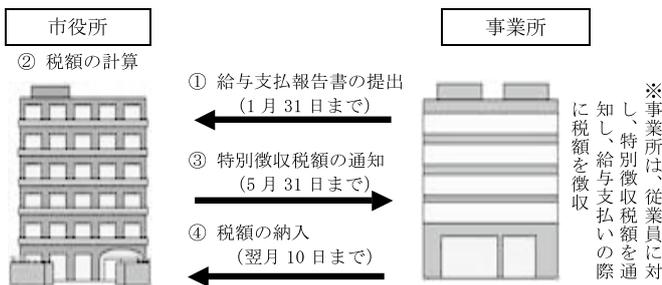
### ▽従業員のメリット

- ① 毎月の給与天引き(年12回払い)になるので、年4回納める普通徴収に比べ、1回当たりの納税額が少ない
- ② 金融機関に向く手間が省ける
- ③ 納付忘れを防げる

《問合せ》 税務課市民税係

☎ 21-9045 または県税事務所課税第1課  
☎ 26-13627

## 特別徴収の方法による納税のしくみ



## 12月は但馬地域税収確保 重点月間!

県と但馬地域3市2町がスクラムを組み、滞納対策に取り組みます。

特に、個人住民税(市・県民税)の滞納者に対しては、共同で文書催告を行います。この機会に、納付または市に相談してください。

《問合せ》 税務課収税係

☎ 23-1118 または県税事務所収税管理課  
☎ 26-13625